

【記載例2 介護または養育の必要性を理由に辞退を申し立てる場合】

(以下の記載例2の記載は、あくまで一例であり、
回答者の事実と異なる場合は、事実の通りに修正する必要があります。
事実と異なる記載は、絶対になされないよう、お願い申し上げます)

裁判員候補辞退申立書及び呼出取消を求める上申書

令和2年 5月21日 (書類を作った日を記載してください)

住所 〒612-8411
京都市伏見区竹田久保町21-7
ビル・マルジョウ3階
裁判員候補者 荻原花子 印 (認印で構いません)

TEL 075-646-1800



(電話番号は、必ずしも記載する必要はありませんが、書いておいた方が、裁判所からの問い合わせに対し直接自己の意見を強く主張できるので、好ましいと思います。)

京都地方裁判所 裁判員選任係 御中

(呼出状の送り先の裁判所と係を記入してください)

第1 申立及び上申の趣旨

- 1 私は、裁判員法第16条の規定に基づき、裁判員を辞退したく申し立てます。
- 2 私は、裁判員法第27条5項の規定に基づき、呼出を取り消していただきたく、上申します。

第2 申立及び上申の理由の概略

1 私は、今般、貴所から、「裁判員候補者に選任したため、5月30日に御
庁に出頭すべき」との呼出状を受領いたしました。

(呼出状に記載された日付を記載してください)

2 しかし、私は、裁判員法第16条に定める辞退事由が存在します。

詳細は、第3「辞退事由の存在」に記載した通りです。

よって、裁判員の辞退の申立を行います。

3 また、同法27条5項、同1項によりますと、裁判員法16条各号所定の事
由があり、裁判員の辞退が認められる場合は、呼出自体を取り消さなければな
らないことになっています。

ですので、上記条項の規定に従い、私への呼出を取り消し、その旨、私に通
知して頂きたく、本書において上申いたします。

第3 辞退事由の存在

■ 私は、以下に定める事由があり、裁判員の職務を行うこと、及び、裁判員
候補者として裁判員等選任手続の期日に出頭することが困難です。

□ 重い疾病又は傷害により裁判所に出頭することが困難です。

(以下、該当する項目のいずれか、あるいは両方にチェックしてください)

□ 重い疾病とは、具体的には、私は精神的に非常に脆いため、重大な犯
罪に関する記録を見たり、証言を聞いたり、被害に遭った被害者のこと
を考えたりすると、それだけで、精神的に辛く、耐えられなくなり、日
常生活に支障を来たすことを指します。

このような私の精神的な疾病は、裁判員法16条8号イに定める、裁判
所に出頭して裁判員の職務を行うことができないほどの「重い疾病」に
該当すると思います。

□ 以下の通り、現在、私は、具体的な病気にかかっています。

ですので、裁判員の職務を行うことは到底できません。

(この書類と共に、以下の別紙Aを記入して、郵送します)

(別紙Bへの記入と返送は不要です)

別紙A 同居の親族の介護・養育の必要性

- 介護又は養育の必要性については、以下の通りです。

私は、以下の者と、現在同居しています。

- 夫 (氏名：) 年齢： ()
- 妻 (氏名：) 年齢： ()
- 実父 (氏名：) 年齢： ()
- 実母 (氏名：) 年齢： ()
- 子供 (氏名： 荻原太郎) 年齢： 7 ()
- 義父 (氏名： 浅田一郎) 年齢： 84 ()
(氏名：) 年齢： ()

上記の者については

- 私の介護を行わずに、日常生活を過ごすことは不可能です。
- デイケアなどの福祉サービスを行うことは
 - お金がないため、不可能です
 - 介護技術に不安があるため、不可能です。
- まだ小さいですし、私がそばにいないと、危険でなりません。
ですので、私の養育なしに、日常生活を過ごすことは不可能です。
- 最近、凶悪犯罪が多発していることを考えますと、私が上記の者を家に残したまま、家を空けることは、凶悪犯罪に巻き込まれる気がして、不安でなりません。
ですので、私が家において、上記の者を養育又は介護しないと、「凶悪犯罪に巻き込まれるかもしれない」という点で、日常生活を営むのに支障があると考えます。
- 上記の者は、私を非常に頼っており、平日の午前9時から午後5時の間であっても、私がそばにいないと非常に不安になり、精神的に耐えら

れない状態になります。(浅田一郎)

ですので、私の養育又は介護がなければ、日常生活を営むのに支障があると考えます。

- 以下の状況にあるため、私の養育又は介護がなければ、日常生活を営むのに支障があると考えます。

(具体的事由)

(1) 荻原太郎は、午後3時ころ、学校から帰って来て、私がいないと、不安で泣き出してしまい、精神的に大きなショックを受けます。

(2) 浅田一郎は、昼食を自力で食べることができず、私が介護しなければなりません。

